

## 入札説明書（工事・事後審査型一般競争入札）

### 1 契約担当課

〒063-0846 札幌市西区八軒6条西2丁目1番5号

札幌市水道局八軒庁舎2階

石狩西部広域水道企業団業務課 電話011-215-7554

### 2 入札参加資格の確認等

- (1) 入札に参加した者のうち、開札の結果、落札候補者となった者は、指定する提出期限までに、1に示す契約担当課へ、一般競争入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)及び一般競争入札参加資格確認資料(以下「資料」という。)を書面の持参により提出し、資格確認のために必要な指示に従わなければならない。

期限までに申請書及び資料が提出されない場合又は必要な指示に従わない場合には、当該落札候補者は、入札参加資格を満たさない者として取扱うものとする。

- (2) 申請書は、石狩西部広域水道企業団制限付一般競争入札施行要綱(平成18年1月16日企業長決裁。以下「要綱」という。)様式2により作成すること。また、1に示す契約担当課で交付する。なお、企業団ホームページにおいてダウンロードすることもできる。

(<http://www.ishikariseibu.or.jp/>)

- (3) 資料は、次に従い作成すること。

なお、アの同種の工事の施工実績及び配置する技術者の同種の工事の履行経験については、平成17年4月1日以降に工事が完成し、引渡しが進んでいるものに限り記載すること（共同企業体により施工した工事を含む）。

#### ア 同種工事施工実績書

告示において工事ごとに定める同種の工事の施工実績を要綱様式3に記載すること。

#### イ 同種工事の施工を証する書面

上記アの同種工事施工実績書に記載した工事を施工したことを証する書類（契約書の写し等）を添付すること。また、当該工事の施工内容が確認できる書類（工事カルテ、設計書、図面等）も添付すること。（共同企業体による実績である場合は、協定書も添付すること。）

#### ウ 配置予定技術者経歴書

告示において対象工事ごとに定める配置予定の技術者の資格（及び告示において技術者の同種工事を求める場合においては同種の工事の実績経験）を要綱様式4に記載し、保有する資格を確認できる書類、雇用関係を確認できる書類（健康保険証の写し等）と、監理技術者については、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証明書の写しを添付すること。

（※ 共同企業体の場合、監理技術者の配置は代表者1社で足りるが、その他全ての構成員からそれぞれ主任技術者を配置すること。）

着手にあたっては、要綱様式4に記載した配置予定技術者を配置すること。原則として、変更は認めない。

複数の候補技術者を配置予定技術者とする場合においては、複数の配置予定技術者を記入することができる。この場合、契約締結時に候補者の中から配置予定技術者を選択し、その旨を書面で提出すること。

また、予定価格の制限の範囲内で入札し、かつ落札候補者とならなかった者（石狩西部広域水道企業団最低制限価格運用要領（平成18年1月30日企業長決裁）第7条第1項の規定により落札者とならなかった者を除く。）が、当該入札の落札者が決定するまでの間に、企業団が発注の他の工事の落札者又は落札候補者となったことにより、配置予定技術者を配置することができなくなったときは、石狩西部広域水道企業団事後審査型一般競争入札試行要領（平成19年5月23日企業長決裁。以下「事後審査要領」という。）第5条第2項に定める次順位者として落札候補者となることが出来ない旨の申出書を直ちに提出すること。

#### エ 総合評定値通知書（写し）

建設業法第27条の29第1項に基づく総合評定値通知書（経営規模等評価結果通知書）の写しを提出すること。総合評定値通知書は、入札執行日において有効なものであること。また、総合評定値通知書が複数ある場合は、そのうち最新のものであること。

なお、特定共同企業体の総合評定値は、各構成員の総合評定値に出資の割合を乗じた点数の合計値とする。

総合評定値通知書の「その他の審査項目（社会性等）」において、「雇用保険加入の有無」「健康保険加入の有無」「厚生年金保険加入の有無」のいずれかに「無」がある場合で、入札執行日までに未加入保険に加入した場合は、保険に加入したことが確認できる書類（健康保険・厚生年金保険新規適用届の控え又は雇用保険適用事業所設置届の控え）及び直近の保険料領収書の写

しを提出すること。

オ 特定共同企業体協定書

発注方式が特定共同企業体の場合、建設工事共同企業体運用基準（平成5年6月18日企業長決裁）別表の様式により作成すること。

カ 工事費等内訳書

落札候補者は、落札候補者となった入札金額の根拠を示す資料として、企業団が告示した工事設計書（見積参考）に記載されている項目について積算し、工事費等内訳書を作成して提出すること。（※ 共同企業体の場合は、代表者が提出すること。）

キ 登記事項証明書

落札候補者が法人の場合は、登記事項証明書（現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書）を提出すること。

なお、登記事項証明書は写しでも差し支えない。

ク 組合員名簿

事業協同組合等の組合が落札候補者になった場合は、組合員名簿を提出すること。

(4) その他

ア 申請書及び資料の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

イ 提出された申請書及び資料は、入札参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。

ウ 提出された申請書及び資料は、返却しない。

エ 提出期限以降における申請書又は資料の差し替え及び再提出は認めない。

3 入札方法等

(1) 入札書は石狩西部広域水道企業団工事等請負契約事務処理要領(平成8年事務局長決裁)別記様式により作成し、持参又は郵送すること。持参の場合は駐車スペースに限りがあることから可能な限り公共交通機関又は有料駐車場等を利用すること。郵送する場合は、他の提出書類（4に定める工事費等内訳書など）を同封のうえ、その封書に「何々（入札に付する事項）」と朱書きし、配達証明郵便で提出しなければならない。他の方法（電送等）による入札は認めない。

なお、入札書の様式は、企業団ホームページにおいてダウンロードすることができる。（<http://www.ishikariseibu.or.jp/>）

(2) 入札者は、入札書に必要事項を記入し、記載内容の秘密が保持できる状態で提出しなければならない。

- (3) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (4) 入札執行回数は、原則として3回を限度とする。
- (5) 1回目又は2回目の入札を行った結果、地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第3項の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。

この場合、1回目の入札の開札時から立ち会わない郵便入札参加者は、再度の入札を辞退したものとみなし、再度の入札への参加は認めないので、再度の入札に参加しようとする郵便入札参加者は、開札の時間までに開札場所に到着していること。

3回目の入札を行った結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、3回目の入札価格の低い者から順に地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の2第1項第8号の規定に基づく随意契約を前提とした価格交渉を行う場合がある。
- (6) 対象工事ごとの定めにより低入札価格調査の対象とする入札においては、上記(5)の規定にかかわらず、入札を行った結果、企業長が別に定めた低入札価格に係る調査基準価格を下回る入札があったときは、企業長が別に定めた手続により調査を行い、落札者の決定又は再度の入札等を行う。
- (7) 対象工事ごとの定めにより最低制限価格を設ける入札においては、上記(5)の規定にかかわらず、入札を行った結果、企業長が別に定めた最低制限価格を下回る入札があったときは、当該入札をした者を落札者としめないものとする。
- (8) いったん提出した入札書の書換え、引換え又は撤回は認めない。

#### 4 工事費等内訳書の提出

- (1) 第1回の入札に際し、第1回の入札書に記載される入札金額に対応した工事費等内訳書の提出を求める。
- (2) 工事費等内訳書の様式は公示用設計図書に示す本工事費内訳書又は総括内訳書とし、金額等を明らかにすること。

#### 5 特定共同企業体協定書の提出

特定共同企業体で事後審査型の入札に参加する場合は、押印済みの協定書を作

成し、入札書の提出時に添付すること。

## 6 開札の立会い

入札者又はその代理人は開札に立ち会わなければならない。ただし、郵送で入札を行う者はこの限りではない。

入札者又はその代理人が開札に立ち会わない場合においては、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて開札を行う。

また、落札候補となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札候補者を定めるものとする。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者（開札に立ち会わない郵便入札参加者を含む。）があるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

## 7 落札決定の取消し等

告示6の条件を満たさない場合は落札者とししないものとする。また、告示8－(3)に示した無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

なお、開札日から事後審査型要領第6条に定める落札決定までの間において、競争入札参加停止等措置要領（平成8年12月12日企業長決裁）に基づく参加停止措置を受けている者等、告示3に掲げる資格のない者は、入札参加資格のない者に該当する。

## 8 落札者決定結果通知

入札結果については、審査結果後に落札者決定結果通知書により通知する。

## 9 契約書作成の要否等

石狩西部広域水道企業団建設工事請負契約約款、告示及び本書に示す条件により、契約書を作成し、8の落札者結果通知以降に1に示す契約担当課において交付する。

## 10 契約締結期限

対象工事ごとに定める。期限内に契約を締結しない場合は落札を取り消す。

## 11 前払金及び部分払金の支払方法等

(1) 前払金

契約金額の4割以内とする。

前払金の支払限度額は1億円とする。ただし契約期間が2年度以上にわたる場合は、この限りではない。

(2) 中間前払金

ア 契約金額の2割以内とする。ただし、支払済の前払金との合計金額が請負代金の10分の6を超えないこととする。

イ 中間前払金の支払は、工期の2分の1を経過し、かつ、工事工程表によりその時期までに実施すべき作業が行われ、その出来形部分に相応する請負代金額の2分の1以上になったことを確認した後でなければ支払うことができない。

ウ 部分払金の支払を受けた場合は、中間前払金を請求することはできない。

(3) 部分払金

ア 石狩西部広域水道企業団契約規程第52条の規定による部分払金の支払回数は、契約金額が250万円以上2,000万円未満の場合は、1回とし、2,000万円以上の場合は、本工事の工期日数を50日で除して得た数（小数点以下切捨て）以内とする。ただし、前払金を支払った場合は1回を減ずる。

イ 中間前払金の支払を受けた場合は、部分払金を請求することができない。

(4) 工期が複数年度にわたる継続工事においては、上記(1)及び(2)は年度別の出来形予定額に応じて分割して支払う。詳細は契約書に定める。

## 12 その他

(1) 入札参加者は、告示及び本書に定めるもののほか、石狩西部広域水道企業団契約規程、石狩西部広域水道企業団建設工事競争入札心得(平成18年1月16日企業長決裁)その他関係法令を遵守すること。

(2) 落札者は、上記2-(3)-ウに掲げる配置予定技術者経歴書に記載の技術者を契約した工事の現場に配置するにあたっては、建設業法第26条第3項及び建設工事共同企業体運用基準(平成5年6月18日企業長決裁)第2-5-(3)の定める専任での配置に留意すること。

(3) 申請書類に虚偽の記載をした場合、正当な理由なく申請書類を提出しない場合、資格確認のために必要な指示に従わない場合又は入札後に正当な理由なく落札者となることを辞退した場合においては、参加停止等措置要領に基づく参加停止を行うことがある。